

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>(届出事項)</p> <p>第三十九条 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 自己の役員、従業員、信託業務の委託先又は代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この号及び第三項において同じ。）が、当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次に掲げる行為を行ったことを知つた場合</p> <p>イ 一 八 (略)</p> <p>二 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、信託業務を営む金融機関の業務又は信託契約代理店の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの</p> <p>ホ 一 ト (略)</p> <p>二 三 四 (略)</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第三十九条 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 自己の役員、従業員、信託業務の委託先又は代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この号及び第三項において同じ。）が、当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次に掲げる行為を行ったことを知つた場合</p> <p>イ 一 八 (略)</p> <p>二 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）</p> <p>ホ 一 ト (略)</p> <p>二 三 四 (略)</p>